

事務局長	書記

伊豆の国市農業委員会 4月定例会議議事録

開催日時 令和8年4月10日(金)
午後2時30分～午後4時30分
場 所 韮山文化センター映像ホール

出席委員： 12人 欠席： 1人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	遠藤照彦	5	松下満雄	9	土田哲	13	萩原一英	事務局	小坂高一郎
		6	與五澤文義	10	窪井千容	14	鈴木宗雄		小澤竜哉
3	中川謙一	7	渡邊伸一	11	天野進				福本南斗
4	土屋克彦	8	内田久	12	星合省吾				

推進委員： 11人 欠席： 1人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	杉山芳喜	4	岡本仁	7	渡邊光一	10	土屋栄
2	白井孝	5	久保田正一	8	田中正男	11	重田庄八郎
3	高梨誠	6	渡邊一弘	9	平木宏		

議事の内容

審議案件 議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・7件
議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・2件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について
報告第1号 農地法第5条届出書受理の件・・・・・・・・・・3件

その他 農地利用最適化推進委員の決定について
令和8年度の最適化活動の目標について

<p>開 会 事務局長</p>	<p>ただ今から4月定例農業委員会を開催します。 なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。 本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。 それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>議事録署名人指名 会 長</p>	<p>それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。5番松下委員、6番與五澤委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。</p>
<p>審議案件 【議案第1号】 会 長</p>	<p>○【議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件】 議案第1号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第1号67番について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号67番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の67番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 譲受人の経営面積は0㎡ですが、本案件で331㎡になります。譲受人の年齢は78歳で、農作業経験は50年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅西側に隣接しているため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で100万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、葦山山木地区の担当委員は3番中川委員です。よろしくお願ひします。</p>
<p>中川委員</p>	<p>(議案第1号67番農地法第3条許可について説明)</p>
<p>会 長</p>	<p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて葦山山木地区担当の白井推進委員から意見をお願いします。</p>
<p>白井推進委員</p>	<p>(議案第1号67番農地法第3条許可について意見)</p>
<p>会 長</p>	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p>
<p>会 長</p>	<p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願ひします。 (挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号68番について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第1号68番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の68番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。</p> <p>借人の経営面積は9,884㎡です。借人の年齢は69歳で、農作業経験は40年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稲を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は1反あたり玄米30kgです。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、四日町地区の担当委員は10番窪井委員です。よろしくお願いします。</p>
窪井委員	<p>(議案第1号68番農地法第3条許可について説明)</p>
会長	<p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて四日町地区担当の平木推進委員から意見をお願いします。</p>
平木推進委員	<p>(議案第1号68番農地法第3条許可について意見)</p>
会長	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
会長	<p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p>
推進委員	<p>(質問等)</p>
事務局	<p>(回答)</p>
会長	<p>他に、質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、本案件は承認されました。</p> <p>議案第1号69番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号69番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の69番について説明します。場所と写真は資料番号③をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。</p> <p>譲受人の経営面積は0㎡ですが、本案件で115㎡になります。譲受人の年齢は87歳で、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては根菜類を栽培する予定です。申請地は自宅東側に隣接しているため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で20万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。</p>

萩原委員	(議案第1号69番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間地区担当の重田推進委員から意見ををお願いします。
重田推進委員	(議案第1号69番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。 質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号70番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号70番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の70番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 借人の市内経営面積は0㎡ですが、伊豆市経営面積は115,282㎡であり、本案件面積を合わせると合計で117,599㎡になります。他市町の耕作面積については、伊豆市農業委員会で発行された耕作証明書により確認しております。申請値は仮人の事務所から20分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。また、農作業に従事する者は5名おり、それぞれ5年～38年の経験があるものが年間240日以上農作業に従事し、農作業に必要な機械についてはすでに確保しております。申請値においては、ブドウを栽培する予定です。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は10aあたり3万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくをお願いします。
内田委員	(議案第1号70番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一進委員から意見ををお願いします。
渡邊光一推進委員	(議案第1号70番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名

	を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は举手願います。
	(举手全員)
会長	ありがとうございました。 举手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号71番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号71番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の71番について説明します。場所と写真は資料番号⑤をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧下さい。 借人の経営面積は1,960㎡です。借人の年齢は40歳で、農作業経験は15年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地では水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は10aあたり米1俵です。事務局からの説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、四日町地区の担当委員は10番窪井委員です。よろしくお願いします。
窪井委員	(議案第1号71番農地法第3条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて四日町地区担当の平木推進委員から意見ををお願いします。
平木推進委員	(議案第1号71番農地法第3条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は举手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は举手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は举手願います。
	(举手全員)
会長	ありがとうございました。 举手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号72番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号72番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の72番について説明します。場所と

	<p>写真は資料番号⑥をご覧ください。</p> <p>譲受人経営面積は11,932㎡です。譲受人の年齢は82歳で、農作業経験は21年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。</p>
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、下畑地区の担当委員は11番天野委員です。よろしくお願いします。
天野委員	(議案第1号72番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。次に、下畑地区担当の土屋推進委員から意見をお願いします。
土屋推進委員	(議案第1号72番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて、議案第1号73番については関連がありますので、一括して審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号73番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の73番について説明します。場所と写真は資料番号⑦をご覧ください。</p> <p>譲受人の経営面積は3,374㎡です。譲受人の年齢は37歳で、農作業経験は5年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはイチゴを栽培する予定です。申請地は現在の自宅から車で8分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で40万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。
萩原委員	(議案第1号73番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間地区担当の重田推進委員から意見をお願いします。

重田推進委員	(議案第1号73番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。</p> <p>ひとつ私の方から、いつも言ってるんですけども、3条でよく出てくる案件の中で、高齢者の方が土地を求めている案件が多いんですね。今回も2件、3件あります。これから今農業委員さん、推進委員さん、これから先を少し見ていただいて、どういう形になろうか、監視、監視じゃないですね、見ていただければ、もし相談があれば、のっていただければありがたいなと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>議案第2号の12・13番については関連がありますので一括して審議をお願いします。また、議案第2号の12・13番について、●●委員は親族であり、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当しますので退席してください。</p> <p>(●●委員退席)</p>
事務局	<p>○【議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件】 議案第2号「農地法第5条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第2号12・13番について、事務局より概要説明をしてください。</p> <p>議案第3号12・13番について「朗読」 議案第3号「農地法第5条許可」の12・13番について説明します。場所と写真は資料番号⑧・⑨をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>借人は現在家族4人で市外に居住しております。現在の借家が老朽化し、周辺に既存集落がないため生活環境が悪く、勤務先まで遠く不便を感じていることから、本申請に至りました。</p> <p>申請地は、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されるため代替性の検討が必要となります。申請地周辺について用地選定を行った土地の選定理由を確認し、申請地以外に設置できないことを確認しております。</p> <p>また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6</p>

	<p>項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。無償貸借のため賃料は発生しません。</p> <p>現地確認については、4月7日(火)に●●委員と重田推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区担当の●●委員は退席しているため、推進委員の補足説明に移ります。北江間地区担当の重田推進委員よろしくお願ひします。</p>
<p>重田推進委員</p>	<p>(議案第2号12,13番農地法第5条許可について意見)</p>
<p>会 長</p>	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p>
<p>推進委員</p>	<p>(質問等)</p>
<p>事務局</p>	<p>(回 答)</p>
<p>会 長</p>	<p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願ひします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、本案件は承認されました。</p> <p>(●●委員着席)</p>
<p>会 長</p>	<p>○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】</p> <p>報告事項について事務局報告をしてください。</p> <p>なお、質問は事務局報告後一括して行いますので、報告番号を示し質問を行ってください。</p>
<p>【報告第1号】 事務局</p>	<p>農地法第5条届出書受理の件について24番を「朗読」。</p> <p>転用目的は駐車場敷地です。令和8年3月3日付、伊国農委第5号受理番号第24号にて受理しました。また、既に転用されているため、理由書が提出されております。</p> <p>農地法第5条届出書受理の件について25番を「朗読」。</p> <p>転用目的は住宅用敷地です。令和8年3月12日付、伊国農委第5号受理番号第25号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧下さい。</p> <p>農地法第5条届出書受理の件について26番を「朗読」。</p> <p>転用目的は住宅用敷地です。令和8年3月12日付、伊国農委第5号受理番号第26号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧下さい。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番</p>

	号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので報告事項を終わります。
会 長	続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。 それでは事務局説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画案を「朗読」
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は異議なしとして提出します。
会 長	その他事務局より何かありますか。
その他 事務局長	○農地利用最適化推進委員の決定について ○令和8年度の最適化活動の目標について
事務局	以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。 次回は令和8年5月11日(月)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館3階多目的ホールです。それでは4月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。